

「電子契約サービス利用規定」新旧対照表

(赤字部分が改定箇所です)

旧	新
<p>電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、オリックス銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）を第1条で定める契約者が利用する場合において、契約者と当社との間の利用に関する事項を規定したものです。契約者は、本サービスを利用する場合には、本規定の各条項に従うことに同意するものとし、本サービスは、セイコーソリューションズ株式会社（以下「システム提供者」といいます。）が運用する電子契約システム（以下「電子契約システム」といいます。）を利用して提供します。</p> <p>第1条（本サービスの内容） 本サービスは、電子契約システムを介して、電子署名による各契約手続きや電子署名を行った各契約書の内容の確認・閲覧等を行うことができるサービスです。当社が本サービスの利用を認め、当社から本サービスの利用を案内した個人および法人のお客さま（以下「契約者」といいます。）に限り利用できるものとし、</p> <p>第2条（本サービスの利用方法） (1) 契約者は、当社と契約手続きを行うごとに発行される第5条第1項に規定する電子署名用アカウントおよびパスワードを用いて、各契約手続きを電子署名により行います。電子署名を行った各契約等の成立は、各契約等が定める条件に従うものとし、電子署名により契約の履行を約束するものではありません。</p>	<p>電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、オリックス銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）を第1条で定める契約者<u>および署名権限者</u>が利用する場合において、契約者<u>および署名権限者</u>と当社との間の利用に関する事項を規定したものです。契約者<u>および署名権限者</u>は、本サービスを利用する場合には、本規定の各条項に従うことに同意するものとし、本サービスは、セイコーソリューションズ株式会社（以下「システム提供者」といいます。）が運用する電子契約システム（以下「電子契約システム」といいます。）を利用して提供します。</p> <p>第1条（本サービスの内容） 本サービスは、電子契約システムを介して、電子署名による各契約手続きや電子署名を行った各契約書の内容の確認・閲覧等を行うことができるサービスです。当社が本サービスの利用を認め、当社から本サービスの利用を案内した個人および法人のお客さま（以下「契約者」といいます。）<u>ならびに法人取引のうち当社が指定するものにおいて、本サービスにもとづく契約手続きを行うことについて、契約者から正当な手続きにより委任を受けた者として、契約者があらかじめ当社に届け出を行った個人（以下「署名権限者」といいます。）</u>に限り利用できるものとし、</p> <p>第2条（本サービスの利用方法） (1) 契約者<u>および署名権限者</u>は、当社と契約手続きを行うごとに発行される第5条第1項に規定する電子署名用アカウントおよびパスワードを用いて、各契約手続きを電子署名により行います。電子署名を行った各契約等の成立は、各契約等が定める条件に従うものとし、電子署名により契約の履行を約束するものではありません。</p>

旧	新
<p>(2) 契約者は、第6条に規定する契約書ダウンロードサイトから電子署名により手続きを行った各契約書の内容の確認・閲覧等を行うことができます。</p> <p>第3条（利用環境等）</p> <p>(1) 契約者および署名権限者（法人取引においてあらかじめ当社に手続きをする者として届け出した個人。以下同様。）は、本サービスを利用する場合、当社ウェブサイトにて定める環境を備えた端末（以下「端末」といいます。）を用いて行うものとし、</p> <p>(2) 契約者が使用する端末について、当社ウェブサイトにて定める環境が備わっている等、契約者もしくは署名権限者により固有の設定がされている等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については契約者もしくは署名権限者の責任において行うものとし、当社は責任を負いません。</p> <p>(3) (以下略)</p> <p>第5条（電子証明書と電子署名）</p> <p>(1) 電子署名に必要な電子証明書と電子署名用アカウントおよびパスワードは、システム提供者所定の認証局から発行します。電子署名用アカウントおよびパスワードは、当社に届け出した携帯電話番号またはメールアドレスあてにメール（ショートメールを含みます。）により送信します。</p> <p>(2) (以下略)</p>	<p>(2) 契約者および署名権限者は、第6条に規定する契約書ダウンロードサイトから電子署名により手続きを行った各契約書の内容の確認・閲覧等を行うことができます。</p> <p><u>(3) 署名権限者による本サービスの利用（契約者が複数名の署名権限者の届け出を行った場合は各署名権限者による単独での本サービスの利用）は、契約者の意思による有効な取引とみなします。</u></p> <p>第3条（利用環境等）</p> <p>(1) 契約者および署名権限者は、本サービスを利用する場合、当社ウェブサイトにて定める環境を備えた端末（以下「端末」といいます。）を用いて行うものとし、</p> <p>(2) 契約者もしくは署名権限者が使用する端末について、当社ウェブサイトにて定める環境が備わっている等、契約者もしくは署名権限者により固有の設定がされている等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については契約者もしくは署名権限者の責任において行うものとし、当社は責任を負いません。</p> <p>(3) (以下略)</p> <p>第5条（電子証明書と電子署名）</p> <p>(1) 電子署名に必要な電子証明書と電子署名用アカウントおよびパスワードは、システム提供者所定の認証局から発行します。電子署名用アカウントおよびパスワードは、当社に届け出した<u>契約者もしくは署名権限者（複数名の届け出がある場合はいずれか1名）</u>に対し、携帯電話番号またはメールアドレスあてにメール（ショートメールを含みます。）により送信します。</p> <p>(2) (以下略)</p>

旧	新
<p>第6条（契約書ダウンロードサイト）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、契約者もしくは署名権限者により各契約手続きにおける電子署名が完了した後に、契約者もしくは署名権限者により当社に届け出した携帯電話番号またはメールアドレス（ないしは携帯電話番号およびメールアドレス両方）あてに、契約書ダウンロードサイトのURLをメール（ショートメールを含みます。）により送信します。</p> <p>(3) (以下略)</p> <p>第7条（アカウントおよびパスワードの管理）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) パスワード等によって本サービスを利用して行われた一切の取引について、当社は契約者または署名権限者の意思による有効な取引とみなします。パスワード等の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それによって契約者に生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>第8条（個人情報の取り扱い）</p> <p>(以下略)</p>	<p>第6条（契約書ダウンロードサイト）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、契約者もしくは署名権限者 <u>（複数名の届け出がある場合はいずれか1名）</u> が各契約手続きにおける電子署名を完了した後に、<u>同人が</u> 当社に届け出した携帯電話番号またはメールアドレス（ないしは携帯電話番号およびメールアドレス両方）あてに、契約書ダウンロードサイトのURLをメール（ショートメールを含みます。）により送信します。</p> <p>(3) (以下略)</p> <p>第7条（アカウントおよびパスワードの管理）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) パスワード等によって本サービスを利用して行われた一切の取引について、当社は契約者の意思による有効な取引とみなします。パスワード等の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それによって契約者に生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p><u>第8条 届け出事項の変更等</u></p> <p><u>(1) 届け出事項を変更する場合、契約者は直ちに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。</u></p> <p><u>(2) 契約者は、契約者もしくは署名権限者に以下の事由が生じた場合には直ちに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。</u></p> <p><u>①契約者もしくは署名権限者が死亡または解散した場合</u></p> <p><u>②契約者もしくは署名権限者が破産手続開始の決定を受けた場合</u></p> <p><u>③契約者もしくは署名権限者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合</u></p> <p><u>④前各号に定めるほか、署名権限者としての権限を喪失した場合</u></p> <p><u>(3) 契約者は、署名権限者を変更する場合は、当社所定の手続きによりその旨を当社に届け出るものとします。 契約者からの署名権限者の変更の</u></p>

旧	新
<p>第 9 条（当社の免責等） （略）</p>	<p><u>届け出前に、変更前の署名権限者が行った行為の効果は、契約者に及ぶものとします。</u> <u>（4）届け出事項の変更は、当社所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。</u> <u>（5）契約者が第 1 項ないし第 3 項の届け出を怠り、または遅延したために契約者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。</u></p> <p>第 <u>89</u> 条（個人情報取り扱い） （略）</p> <p>以下、条文番号を 1 条ずつ繰り下げ</p>